

社会教育推進計画

北の社会教育の重点

持続可能な地域づくりにつながる社会教育
～ふるさとを愛し、ふるさとを支える人材の育成～

学校では

活力ある地域コミュニティの
核となる学校を目指して

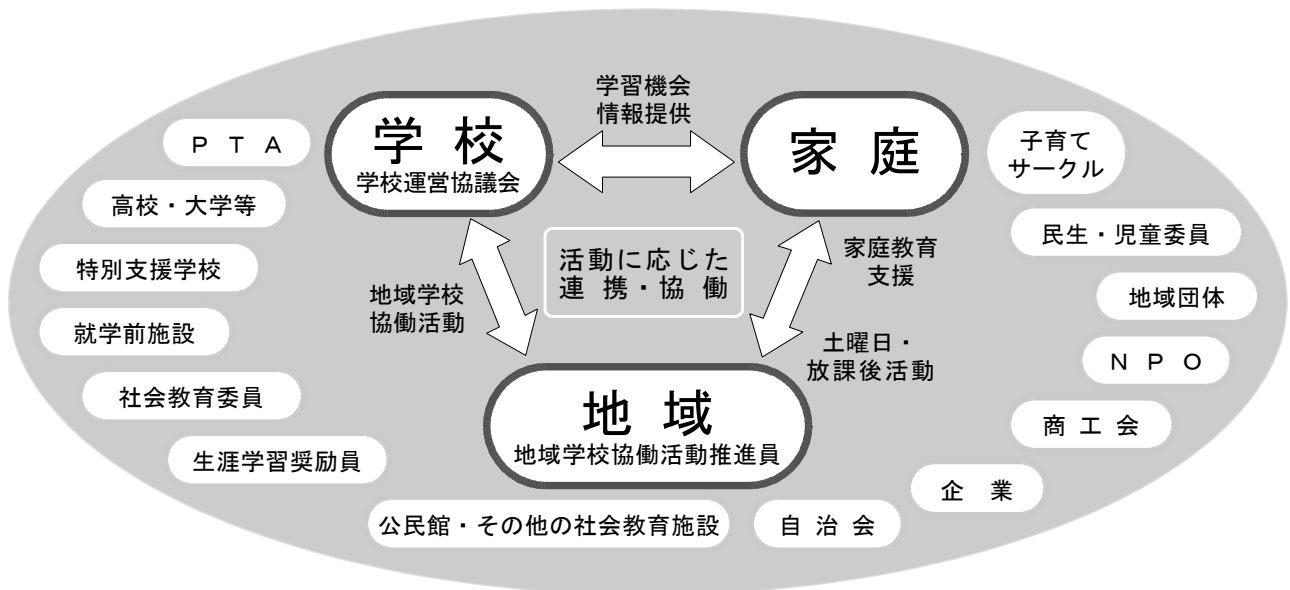
- 1 地域の教育資源の活用
- 2 地域との連携・協働
- 3 保護者や地域への働き掛け
- 4 幅広い識見と指導力を培う研修

市町村では

学びの場を核とした人づくり・
つながりづくり・地域づくりを目指して

- 1 地域課題の解決に向けた学習の
充実
- 2 学びの場を核とした地域コミュ
ニティ形成の推進
- 3 学校・家庭・地域が連携・協働
するための働き掛け
- 4 幅広いコーディネートと研修

地域全体で子どもの成長を支える学校・家庭・地域の連携・協働のイメージ



関連法令

○教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○社会教育法第9条の7（地域学校協働活動推進員）

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（学校運営協議会）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。（後略）